平成２５年（フ）第３号
兵庫県洲本市千草丙203番地１
債務者　横道　義春
１　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　　弦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第３０号
滋賀県守山市三宅町976番地　レジデンス三宅106号
債務者　寺田工芸こと　寺田　喜之
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　和宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７５６号
さいたま市北区吉野町２丁目205番地20
債務者　岡田　梨香（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仁藤　仁士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
福井県丹生郡越前町栃川第37号７番地３
債務者　山岸　正弘
１　決定年月日時　平成25年２月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田　晋一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目26番31号寿マンション203号
債務者　寄能ヒサミ
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８号
函館市富岡町３丁目34番41号
債務者　佐々木敬子
１　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
北海道北斗市中野通１丁目15番５―303号
債務者　岡本亜紀子
１　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２号
函館市本通３丁目18番７号
債務者　宮本　良子
１　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積1791番地
債務者　中島　龍彦
１　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台45番47号
債務者　道浦　猛史
１　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第４１号
埼玉県久喜市菖蒲町上栢間4083番地１
債務者　清水　智明
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
愛知県安城市美園町薮田55番地　県営依佐美住宅Ｃ―306
債務者　鳥居しげ子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
愛知県刈谷市松栄町３丁目14番地２　ルミエール松栄105号
債務者　儀保　直美
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８２１号
埼玉県上尾市大字原市649番地１　セゾンスピカ102
債務者　西田　正晴
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６４号
埼玉県久喜市河原代572番地４
債務者　井上　憲治
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８７号
埼玉県上尾市柏座４丁目２番23号　エクセル柏座106、旧住所埼玉県上尾市中妻３丁目３番地14　サンスクエアウチヤマ103
債務者　南　貴美子（旧姓白倉）
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９３号
さいたま市南区大字大谷口1586番地１　Ｐｒｅｎｄｒｅ　Ｃ102号
債務者　千葉　芳裕
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係